

プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討状況について

平成 28 年度からグリーン購入法の施策の将来的なあり方に係る検討に資するため、現行制度の課題抽出等の議論を開始した。本年度の重点課題の一つとして「**グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討及びプレミアム基準の活用に関する検討**」が位置づけられており、昨年度の検討結果等を踏まえ、プレミアム基準の活用に係る専門委員会（以下「専門委員会」という。）におけるグリーン購入法に係る施策の将来的なあり方について、具体的な検討を実施しているところである。

また、市場の更なるグリーン化を図るとともに、調達側・供給側双方にとって目指すべき方向性を示すため、プレミアム基準を積極的に活用するための方策について引き続き検討を実施するとともに、こうした検討結果を踏まえ、プレミアム基準策定ガイドラインの改定を実施するものとする。

以下に、専門委員会におけるグリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討状況及びプレミアム基準策定ガイドラインの改定方針を示す。

1. グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

論点として以下の（１）～（３）について議論を行っているところ。

また、これまで特定調達品目検討会及びプレミアム基準の活用に係る専門委員会等において指摘された事項のうち、（１）～（３）に該当しないもの等については、（４）として整理している。

（１）より環境性能の高い製品・サービスの調達に向けた論点

より環境性能の高い製品・サービスの調達を図る観点から、グリーン購入法において検討すべき課題とされ、専門委員会において議論を行っている項目は、以下のとおり。

グリーン購入が担うべき役割について

環境性能が高い製品等の開発促進について

環境性能が高い製品等の判断の基準について

環境性能が高い製品等の調達の仕組みについて

（２）国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点

必ずしもグリーン購入の取組が進んでいない主体に対する普及・促進を図る観点から、グリーン購入法において検討すべき課題とされ、専門委員会において議論を行っている項目は、以下のとおり。

グリーン購入普及に向けた取組の方向性について

グリーン購入普及に向けた品目の設定について

グリーン購入普及に向けた支援の方策について

（３）環境施策に貢献する視点の明確化

グリーン購入法として、下記の３つの施策に貢献する視点を明確化するため、判断の基準等に３つの視点を盛り込む方策を検討している。なお、これら３つの視点は、相互に関連することから、相乗効果が図られるよう検討することが効果的と考えられることから、あり方の論点の一つとして検討を実施している。

- パリ協定を踏まえた地球温暖化対策への対応
- 資源循環対策への対応
- SDGs の達成に向けた対応

（４）グリーン購入法のあり方に関するその他の検討事項

上記（１）～（３）の他、平成 25 年度に策定した「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された見直しに当たっての方針の再検討を含め、特定調達品目の継続又は削除に関する具体的な指標について検討を行うこととする。また、特定調達品目検討に当たっての基本的考え方の整理・見直しにも直接関連することから、併せて、必要な整理を行うこととする。

２．ガイドラインの改定方針

（１）プレミアム基準策定ガイドライン本編の改定方針

グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討内容等の反映

グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討を踏まえ、プレミアム基準策定ガイドライン（以下「ガイドライン本編」という。）の改定に反映することが望ましいと判断される事項、考え方等（特にプレミアム基準の今後の活用方法等）については、適切に対応を図るものとする。

プレミアム基準の活用及びガイドラインにおける設定例の見直し

本年度の特定調達品目に係る判断の基準等の見直しでは、ガイドライン本編においてプレミアム基準の設定例を示している LED 照明（器具及びランプ）、自動車が見直し対象品目とされており、これら 2 品目は、本日の検討会において判断の基準等の見直し案を提示したところである。

LED 照明（器具及びランプ）については、市場の動向調査結果を踏まえ、新たな対象製品の追加及びエネルギー消費効率の強化等の判断の基準等の見直しを実施したところである。また、中央合同庁舎 5 号館の環境省フロアにおいて、蛍光灯照明器具から LED 照明器具への入れ替えに当たり、ガイドライン本編に記載した LED 照明器具のプレミアム基準の設定例に準拠した基準で仕様を示しており、温室効果ガス削減効果を含め、プレミアム基準を活用した最初の大きな規模の発注事例と考えられる。

自動車については、現行の基本方針において判断の基準として設定している燃費基準及び排出ガス基準の達成状況等を踏まえ、判断の基準等の見直しに係る見直しを実

施したところである。また、今回の見直し案は、平成 27 年度に設定した乗用自動車に係るプレミアム基準を適用したものであり、プレミアム基準を特定調達品目に係る判断の基準として基本方針に位置づけた最初の事例である。

上記の LED 照明及び自動車に係る新たな判断の基準等の見直し案は、**資料 3 - 1**のとおりであり、当該見直し案を踏まえて、より一層の環境負荷低減を図る観点から、プレミアム基準の設定例についても適切に見直しを行うものとする。

フロン類を使用した製品のある品目への対応

本年度は、特定調達品目検討会及び専門委員会における意見・指摘等を踏まえ、特に分野・品目を横断したテーマとして、フロン対策を取り上げ、プレミアム基準の設定について検討を行うこととする。なお、フロン類対策は、ガイドライン本編に示された主な環境政策への対応方針の「温暖化防止・低炭素社会」の代替フロン等の温室効果ガス排出抑制に寄与する基準の設定に当たるものである。

役務（サービス）や機能・システムに着目した調達の検討

ガイドライン本編においては、「役務分野については、当該役務の提供に当たって使用される環境物品の供給促進や提供者の環境配慮への取組の進展、使用される物品の 3R に関するシステム構築、調達総量の削減等、一層の波及効果が期待されることから、調達総量等を含めた総体としての環境負荷の分析を踏まえ、調達担当者は、今後積極的にプレミアム基準を設定する対象とすることが重要」とされており、役務（サービス）に係るプレミアム基準について積極的な検討を実施するとともに、新たなプレミアム基準の設定例の作成等を行いガイドライン本編の改定に反映する。

また、従来のような製品単体ではなく機能・システム（サービスを含む。）としての評価などについても、新たな品目としての追加可能性に関する検討を実施し、検討結果を踏まえ、適切に対応を図るものとする。

（２）イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（プレミアム基準策定ガイドライン別冊）の改定方針

オリンピック・パラリンピックロンドン大会及びリオ大会や国際的な関連規格等を踏まえ、平成 28 年度においてイベントにおけるグリーン購入ガイドラインをプレミアム基準策定ガイドライン別冊（以下「ガイドライン別冊」という。）として作成した。

本年度においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において、紙及びパームオイルの調達コードの策定が予定されていること等を踏まえ、この調達コードの策定状況を見ながら、ガイドライン別冊への記載内容等への反映について検討を行う。

なお、ガイドライン本編と同様に、より広範な環境物品等の調達を促進していく主旨から、ガイドライン別冊の活用状況や新たな知見等を踏まえ、プレミアム基準を示す品目の拡大についても、必要に応じて検討を行うものとする。